

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和五年十二月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十一月十六日奈良県指令中土第五五―九号

令和五年五月十五日奈良県指令中土第五五―九―一号

令和五年十一月二十二日奈良県指令中土第五五―九―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十一月二十二中土第七五―九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町五五八番一、五五八番五、五五八番六及び五五八番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代